

香川県条例第49号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例
 (政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第1条 政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年香川県条例第47号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(資産等報告書等の保存及び閲覧) 第5条 略 2 <u>何人も</u> 、知事に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。	(資産等報告書等の保存及び閲覧) 第5条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、知事において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2 <u>県民は</u> 、知事に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(香川県情報公開条例の一部改正)

第2条 香川県情報公開条例(平成12年香川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第1章 略 第2章 行政文書の公開等 第1節 略 第2節 <u>不服申立て(第18条—第20条)</u> 第3章・第4章 略 附則 <u>(公開請求権)</u>	目次 前文 第1章 略 第2章 行政文書の公開等 第1節 略 第2節 <u>不服申立て(第18条・第19条)</u> 第3節 <u>行政文書の任意的な公開(第20条)</u> 第3章・第4章 略 附則 <u>(公開を請求できるもの)</u>

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 略

(行政文書の公開義務)

第7条 略

(1) 略

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る行政文書の公開に限る。)を請求することができる。

(1) 県の区域内に住所を有する個人

(2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 県の区域内の学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げるもの そのものが県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの 実施機関が行う事務又は事業に関しそのものが有する利害関係の内容

(3) 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 略

(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

ア・イ 略

ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。））、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

エ 略

(2)・(3) 略

(4) 略

ア～エ 略

オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(5)～(7) 略

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。））、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

エ 略

(2)・(3) 略

(4) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 略

オ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(5)～(7) 略

(手数料)
第17条 略

第20条 削除

(手数料)

- 第17条 前条第1項の規定により実施機関が行う行政文書の公開を受けるものは、別表第2に掲げる額の手数料を県に納入しなければならない。ただし、公益のため必要があるものとして規則で定める場合は、規則で定めるところにより、これを減免することができる。
- 2 前項の手数料は、全て前納とする。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 知事又は病院事業の管理者は、第1項の手数料の減免に関する苦情の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該苦情の処理について香川県情報公開審査会の意見を聴くものとする。

第3節 行政文書の任意的な公開

- 第20条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから、行政文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。
- 2 第17条の規定は、前項の規定により行政文書の公開を受けるものについて準用する。

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第3条 香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い) 第13条 略 (1) 略	(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い) 第13条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。 (1) 当該特定歴史公文書等が第8条第1項又は第3項の規定により移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 略

(ア) 略

(イ) 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。））、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

(ウ) 略

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

第15条 削除

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 略

(イ) 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。））、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

(ウ) 略

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

(利用請求ができるもの)

第15条 利用請求は、次に掲げるものに限り、することができる。ただし、第5号に掲げるものについては、そのものが有する利害関係に係る特定歴

(利用請求の方法)

第16条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 略

(費用負担)

第22条 略

第26条 削除

史公文書等に限り、利用請求をすることができる。

(1) 県の区域内に住所を有する個人

(2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人等及び個人

(3) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 県の区域内の学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、県の機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの

(利用請求の方法)

第16条 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつては、その代表者の氏名

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げるもの そのものが県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの 県の機関が行う事務又は事業に関しそのものが有する利害関係の内容

(3) 第12条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 略

(費用負担)

第22条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用するものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(特定歴史公文書等の任意的な利用)

第26条 知事は、第15条各号に掲げるもの以外のものから、特定歴史公文書等の利用の申出があつたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第22条の規定は、前項の規定により特定歴史公文書等を利用するものに

ついて準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中香川県情報公開条例第7条第1号ウの改正規定及び第3条中香川県公文書等の管理に関する条例第13条第1項第1号ア(イ)の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
(香川県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にされている第2条の規定による改正前の香川県情報公開条例第20条第1項の規定による行政文書の公開の申出については、なお従前の例による。
(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現にされている第3条の規定による改正前の香川県公文書等の管理に関する条例第26条第1項の規定による特定歴史公文書等の利用の申出については、なお従前の例による。